

松江市地域内兼業による地域活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市地域内兼業による地域活性化事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「集落営農組織」とは、集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部を共同で取り組む組織をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助対象経費、補助金の額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市地域内兼業による地域活性化事業費補助金
補助金交付の目的	集落営農組織等が取り組む農業以外の地域活性化事業(以下「地域活性化事業」という。)に必要な費用の一部を補助することにより、農山漁村で生活する人々が引き続き生き生きと住み続けることができる環境を整え、地域の活性化を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	地域の買物支援、配食サービス、地元農林水産物の集荷等の地域活性化事業
補助対象経費	補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。 (1) 人件費 (2) 燃料費 (3) その他市長が必要と認める経費
補助金の額	月額2万円
終期	令和9年3月31日
補助事業者の範囲	市内に住所を有する3名以上で組織する集落営農組織等の団体(規約、会則等により代表者の定めがあるものに限る。)とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けているものを除く。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。